(傍線の部分は改正部分)

新(平成28年2月24日農林水産省告示第 489号)	旧
(有機農産物の表示) 第5条 食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) の規定に従うほか、有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。 (1) 「有機農産物」 (2) 「有機栽培農産物」 (3) 「有機農産物」 (4) 「有機農産物○○」又は「○○(有機農産物)」 (5) 「有機栽培農産物○○」又は「○○(有機栽培農産物)」 (6) 「有機、○○」又は「○○(有機、」 (7) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」 (注1) (1)又は(2)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条又は第24条の規定に従い当該農産物の名称の表示を別途行うこと。 (注2) 「○○」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。	(有機農産物 <u>の名称</u> の表示) 第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。  (1) 「有機農産物」 (2) 「有機栽培農産物」 (3) 「有機農産物○○」又は「○○(有機農産物)」 (4) 「有機栽培農産物○○」又は「○○(有機栽培農産物)」 (5) 「有機栽培○○」又は「○○(有機栽培)」 (6) 「有機○○」又は「○○(有機)」 (7) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」 <u>(注)</u> 「○○」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)